

町内事業者のみなさまへお知らせ

木古内町中小企業・小規模企業経営 改善等支援補助金の一部を変更します

町内の中小企業・小規模企業の成長発展及び事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図るため、店舗等の改修や設備更新、広報宣伝などに対して助成を行う、木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金の一部を平成31年4月から変更します。

①変更点

補助金交付決定前の事業は対象外となります

平成30年度は、年度途中での運用開始であったため、補助金交付決定前の事業着手も対象となっていました。平成31年度からは補助金交付決定を受けてからの事業着手となります。事前に物品発注や工事着手等をした場合は対象外となりますのでご注意ください。

②注意点

発注先については、原則、町内事業者を優先して下さい

町外事業者に発注する場合については、理由書を提出していただく場合があります。

平成32年3月31日までに事業を完了してください

事業完了とは、納品や工事完了、精算を終え、実績報告書の提出までとなります。

③その他

補助対象事業者、補助率、補助額、対象経費などは変更ありません。

補助制度パンフレット、申請書類、実績書類については、木古内町ホームページからもダウンロードすることができます。

④説明会の開催

日時 平成31年3月14日(木)

1回目 15時00分～

2回目 18時00分～

場所 木古内町役場3階第1研修室

内容①中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金の変更点について
②企業振興促進助成事業制度について

■お問い合わせ

産業経済課水産商工グループ

☎01392-2-3131

申請する際は事前にご相談ください。

